

## (仮称) 赤峰産業用地土地区画整理事業 設計方針 (案)

項目	内 容	設計方針補 足資料(案)
造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事費削減のため土量バランスにより残土地区外処分が不要な造成計画・地盤高を設定。</li> <li>・ 新給食センター造成計画不明のため同センターに接する緑地・周遊道路の造成計画は未検討。</li> <li>・ 募集地 E 西側の事業区域界は擁壁等の検討が必要。</li> </ul>	資料 2-8～14 資料 3 資料 4
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業区域内の新設道路法線は添付図を基本とするが、法線・隅切・構造物等については関係機関協議が未了。(本用地北側が住宅地のため、立地企業の車両は南側の府道へ誘導する方針である。)</li> <li>①主要区画道路 W=10.0m：施行基準 W=9.5m+建柱 0.5m 幅員構成：車道 3.5m+車道 3.5m+歩道 2.5m+建柱位置は歩道 想定 0.5m、4種4級、アスファルト舗装、Lφ側溝、植栽なし</li> <li>②区画道路 W=6.9m 4種4級、アスファルト舗装、Lφ側溝</li> <li>※上記②は今後募集地 C、D が一体利用となる場合、設置しない可能性有り。</li> <li>・ 事業区域西側の新設交差点は既設信号を移設し、横断歩道・右折レーンを計画しているが、大阪府警察本部と協議中のため継続協議が必要。</li> <li>・ 舗装構成、区画線等については管理者協議が必要。</li> </ul>	資料 2-1 資料 2-2 資料 2-3

(仮称) 赤峰産業用地土地区画整理事業 設計方針 (案)

項目	内 容	設計方針補 足資料(案)
雨水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府河川室河川整備課との協議により調整池不要。</li> <li>・事業区域内の2箇所の既設沈砂池を利用する計画とし、大阪府河川室河川整備課の了承済み。(本市下水道部局との協議は別途必要である。)</li> <li>・募集地 B、C、D の雨水排水は緑地内周遊道路に管渠を布設し、区域南西部の既設沈砂池 A に接続。</li> <li>・募集地 A の雨水排水は北側面地の緑地内に管渠を布設し既設沈砂池 B に接続。</li> <li>・詳細設計により既設沈砂池接続が困難な場合は、関係機関との再協議が必要。</li> <li>・募集地 A の拡幅している緑地部分は、南側の面地から既設沈砂池 B まで公共用地に管渠を布設する計画にしているが、譲渡予定者との協議・調整で面地割変更や一体利用となる場合は、緑地計画を見直して関係機関協議が必要。</li> <li>・募集地 B は添付図面で1画地としているが、譲渡予定者との協議・調整で面地割を想定し5箇所の雨水枡を計画。</li> </ul>	<p>資料 2-1 資料 2-4</p>
汚水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要区画道路及び区画道路に管渠を布設し、市道貴望ヶ丘小山田線の既設人孔に接続する計画。</li> <li>・募集地 B は添付図面で1画地としているが、譲渡予定者との協議・調整で面地割を想定し5箇所の汚水枡を計画。</li> </ul>	<p>資料 2-1 資料 2-5</p>
上水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道は市道貴望ヶ丘小山田線の既設水道管から主要区画道路内にループ状に、及び鉄塔付近の防火水槽・消火栓まで周遊道路内に計画。</li> <li>・鉄塔付近の防火水槽・消火栓までの水道管をループ状にする必要性は今後関係機関協議が必要。</li> </ul>	<p>資料 2-1 資料 2-6</p>

(仮称) 赤峰産業用地土地区画整理事業 設計方針 (案)

項目	内 容	設計方針補 足資料(案)
消防施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防施設は事業区域を包含するため半径 70mで防火水槽 40 t 級 2 基、消火栓 4 基を計画。</li> <li>・主要区画道路から緑地内周遊道路を通じて鉄塔付近に計画の防火水槽までは、緊急車両の進入可能となる舗装を計画。</li> </ul>	資料 2-1 資料 2-7
緑地及び周 遊道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地内周遊道路は 4 m幅を標準（周辺地形等により増減有り）とし、通路部は 2.5m を標準として計画。</li> <li>・周遊道路は、新設主要区画道路の歩道を含め、事業区域内を周回出来る計画。</li> <li>・周遊道路整備水準は、ILB 舗装・植樹帯・ベンチ・健康器具（発生品）・転落防止柵等を適宜配置し、周辺の高木は極力存置する計画。</li> <li>・募集地 A の市道貴望ヶ丘小山田線沿い緑地は現況法面、歩道等存置で計画。</li> </ul> <p>※事業区域外の東側に急傾斜地、土砂災害特別警戒区域等の設定有り。</p>	資料 3 資料 4
鉄塔用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄塔用地の北側及び西側は切土法面として計画。</li> <li>・造成により鉄塔に支障が無いよう関西電力と十分な協議が必要。</li> <li>・現地にコンクリート杭（一部欠損があると思われる）が埋標されているが、当市及び関西電力との敷地境界確認が必要。</li> </ul>	
市道沿い 擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 2-15 にあるように、市道貴望ヶ丘小山田線新設南側交差点付近から消防本部方面の市道沿い擁壁は、道路擁壁と判断。</li> <li>・擁壁の存置については詳細設計で再検討が必要。</li> </ul>	資料 2-15

(仮称) 赤峰産業用地土地区画整理事業 設計方針 (案)

項目	内 容	設計方針補 足資料(案)
電気・ガス・NTT	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱は歩道内に建柱する計画。</li> <li>・高圧、特別高圧が必要となった時は、譲渡予定者との協議・調整が必要。</li> <li>・募集地 C、D の一部は高圧線下のため高さ制限有り。</li> <li>・ガス及び NTT は未協議。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細設計までに全工種で関係機関協議が必要。</li> <li>・「河内長野市開発事業の手続等に関する条例施行基準」等の開発行為における法、基準、その他定められたものを遵守。</li> <li>・事業区域の地区境界（鉄塔用地を含む）は未確定。現在、本市が実施している明示に関する測量業務は今年度未完了予定。</li> <li>・予定事業者の詳細設計により計画変更する場合は、設計基準等も含めて十分な関係機関協議が必要。</li> </ul>	